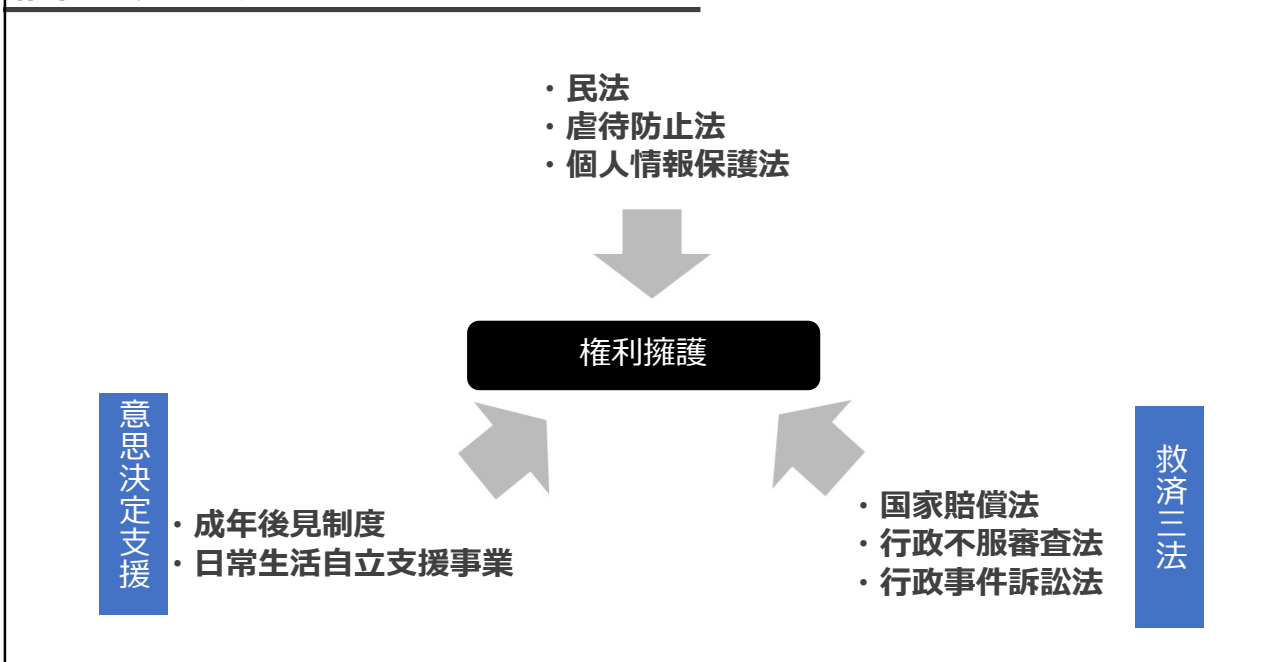


権利擁護を支える法制度



成年後見制度 & 日常生活自立支援事業

※成年後見制度と日常生活自立支援事業は併用できる。

判断能力	十分	日常生活に不安	不十分	著しく不十分	欠ける
	任意後見契約		任意後見開始		
			補助	保佐	後見
	日常生活自立支援事業				
	成年後見制度		日常生活自立支援事業		
根拠法	民法（法定後見） 任意後見契約法（任意後見）		社会福祉法		
実施主体			都道府県（指定都市）社会福祉協議会 （窓口は市町村社会福祉協議会）		
対象	・補助：判断能力が不十分 ・保佐：判断能力が著しく不十分 ・後見：判断能力に欠ける		認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分だが本事業の契約内容について判断しうる能力を有する者 契約締結審査会を設置し本人の判断能力を確認		
事業内容	財産管理 & 身上監護		・福祉サービスの利用援助：専門員：支援計画作成、契約締結など 生活支援員：具体的な援助 ・苦情解決制度利用援助 ・日常生活上の消費契約や行政手続きの援助 ・利用料は訪問1回1200円程度		
	成年後見制度利用支援事業（介護保険法の任意事業） 成年後見制度利用支援事業（障害者総合支援法の必須事業）				

模擬問題

権利擁護の制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法定後見制度は、社会福祉法に規定されている。
- 2 任意後見制度は、民法に規定されている。
- 3 日常生活自立支援事業は、障害者総合支援法に規定されている。
- 4 日常生活自立支援事業の実施主体には、指定都市社会福祉協議会も含まれる。
- 5 日常生活自立支援事業の生活支援員は、原則社会福祉士でなければならない。

任意後見制度 & 法定後見制度

<任意後見制度>

公証役場で公正証書を作成し締結、法務局に登録

before 本人（判断能力十分） → 選ぶ → 任意後見人

after 本人（判断能力不十分） ← 任意後見人

本人と取り決めた「代理権」を行使（「同意権」「取消権」はない）

監督

本人、配偶者、4親等内の親族 → 開始請求 → 家庭裁判所 → 選任 → 任意後見監督人

※後見人の配偶者、兄弟姉妹、直系血族はなれない

<法定後見制度>

本人（判断能力不十分） ← 付与された代理権などを行使 → 補助、保佐、後見人

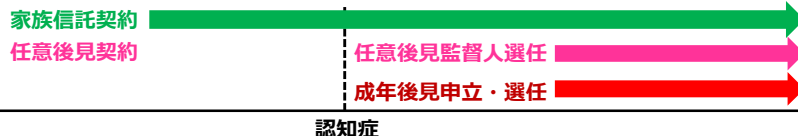
本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長、検察官など → 開始請求 → 家庭裁判所 → 選任（複数可、法人可）

※家庭裁判所が選任した「任意後見監督人」「成年後見監督人」「補助、保佐、後見人」は職権で解任できるが、選任していない任意後見人は解任できない。

任意後見制度 & 法定後見制度 & 家族信託

	法定後見	任意後見	家族信託
根拠法	民法	任意後見契約法	信託法
使い勝手	X (家庭裁判所の監督)	△ (家庭裁判所の監督)	○
契約時	判断能力不十分 (手遅れ的手段)	判断能力あり	判断能力あり
発効	後見開始の審判確定時	任意後見監督人選任時	信託契約締結時
財産管理	△ (贈与、投資、節税などが自由度低い)	○ (家庭裁判所の縛りがあるが)	◎ 財産 (不動産含む) の一部または全部を別管理
身上保護	◎	◎	X (あまり心配ない)
後見人、信託人	X (家庭裁判所が選任)	◎ (本人が選任)	◎ (本人が選任)
監督人	(成年後見監督人)	任意後見監督人	(信託監督人)
コスト	初期費用 + 継続費用	初期費用 + 継続費用	初期費用のみ高額

そもそも、ピンピンコロリだったり、親が認知症になってもお金の心配がなければ、こんな制度いらなかもね。



成年後見制度

助佐犬 法定後見制度	ガイドドリンコ			開始時の本人同意	利益相反	開始時の精神鑑定	対象
	代理権	同意権	取消権				
補助	△	△	△	要	臨時補助人 補助監督人 (選任されている場合)	不要	判断能力が不十分
保佐	△	○ ↔ ○	○	必ずしも必要ない	臨時保佐人 保佐監督人 (選任されている場合)	要 (原則)	判断能力が著しく不十分
後見	○	X	○	必ずしも必要ない	特別代理人 成年後見監督人 (選任されている場合)	要 (原則)	判断能力を欠く
任意後見制度	○	X	X	要 (意思表示できないときは不要)	任意後見監督人		
未成年後見制度	○	○	○				未成年

△ : 家庭裁判所が認めた時

取消権の例外 : 日用品の購入などの日常生活行為と結婚などの身分行為
同意権の例外 : 結婚などの身分行為

障害者権利条約12条「障害者も他の者と平等に法的能力をもつ」に抵触?!

成年後見制度

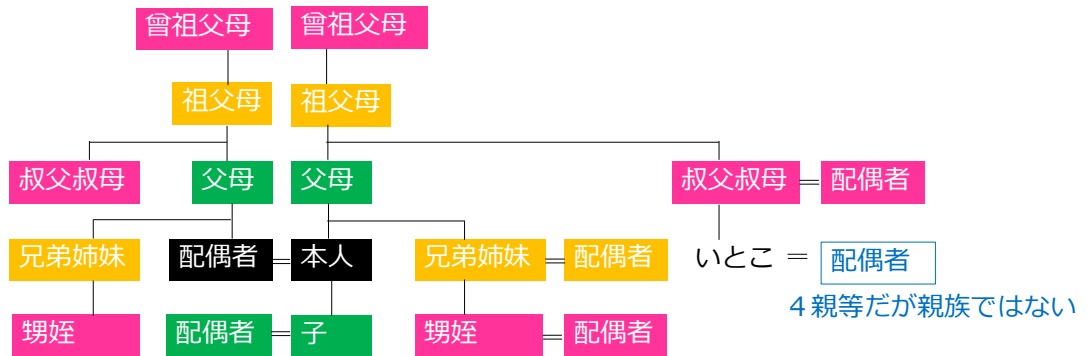
<成年後見申立>

4親等以内の親族 ※親族とは配偶者、6親等以内の血族および、3親等以内の姻族

1親等

2親等

3親等



第27回 問題80

法定後見における補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助開始の審判には、本人の同意は必要とされない。
- 2 補助の開始には、精神の状況につき鑑定が必要とされている。
- 3 被補助人は社会福祉士になることができない。
- 4 補助監督人がいない場合で利益相反するときには、補助人は臨時補助人の選任を請求しなければならない。
- 5 複数の補助人がいる場合、補助人は共同して同意権を行使しなければならない。

第35回 問題80

成年後見制度の補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助は、保佐よりも判断能力の不十分さが著しい者を対象としている。
- 2 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の事務を監督する補助監督人という制度は設けられていない。
- 4 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることはできない。
- 5 補助人に対し、被補助人の財産に関する不特定の法律行為についての代理権を付与することができる。

第29回 問題81

保佐及び補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保佐及び補助における判断能力の判定に際して、いずれも原則として医師等の専門家による鑑定が必要である。
- 2 保佐開始及び補助開始の申立てにおいては、いずれの場合も本人の同意が必要である。
- 3 保佐開始又は補助開始後、保佐人又は補助人はいずれも被保佐人又は被補助人がした日用品の購入など日常生活に関する行為の取消しを行うことができる。
- 4 保佐開始後、被保佐人が保佐人の同意を得ずに高額な借金をした場合、被保佐人及び保佐人いずれからも取り消すことができる。
- 5 補助人に同意権を付与するには、被補助人の同意は不要である。

第33回 問題82

任意後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約に関する証書の作成後、公証人は家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない。
- 2 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行うことはできない。
- 3 任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される。
- 4 任意後見監督人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる。
- 5 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される。

第30回 問題79

任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約は、任意後見契約の締結によって直ちに効力が生じる。
- 2 任意後見契約の締結は、法務局において行う必要がある。
- 3 任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任後も、公証人の認証を受けた書面によってできる。
- 4 任意後見人と本人との利益が相反する場合は、特別代理人を選任する必要がある。
- 5 任意後見人の配偶者であることは、任意後見監督人の欠格事由に該当する。

第29回 問題82

次のうち、成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法務局
- 2 家庭裁判所
- 3 都道府県
- 4 市町村
- 5 日本司法支援センター（法テラス）

第33回 問題81

次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人に対する本人の居所指定権
- 2 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
- 3 保佐人に対する本人の営業許可権
- 4 補助人に対する本人の代理権
- 5 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

第32回 問題77

次のうち、成年後見開始審判の申立てにおいて、申立権者に含まれない者として、正しいものを1つ選びなさい。

1 本人の孫の配偶者

1親等

2親等

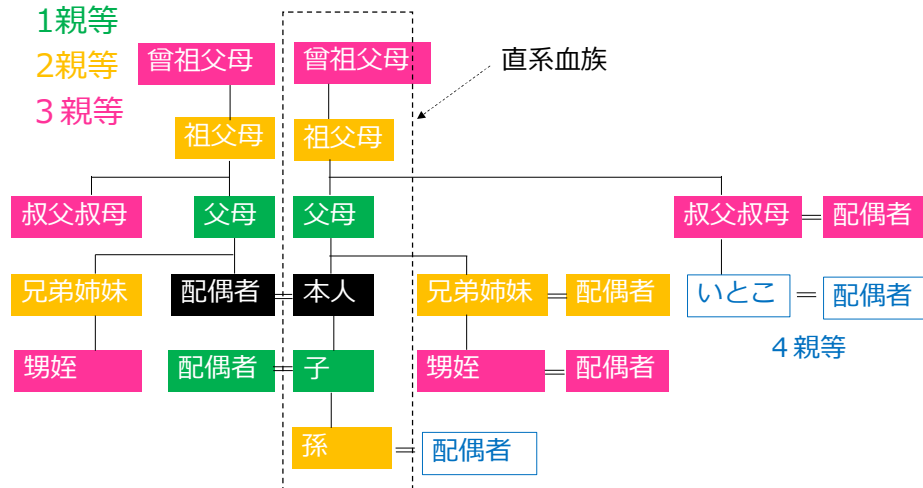
3親等

2 本人の叔母

3 本人の甥

4 本人の子

5 本人のいとこの配偶者



成年後見人の役割

<成年後見人ができること>

◆財産管理（様々な料金の支払い、預金通帳の管理、年金や保険金等の収入受取りなど）

<家庭裁判所の許可が必要な3点>

※成年被後見人の自宅である土地や建物などの不動産の処分（借家も含むため賃貸借契約の解約なども）

※2016年～成年被後見人死後の信書等の郵便物の転送

※2016年～成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為

◆身上監護（身上保護）

- ・被後見人の住居の確保
- ・生活環境の整備
- ・施設の入退所の契約
- ・被後見人の治療や入院の手続

<成年後見人ができないこと>

◆事実行為（掃除、洗濯、介護、買い物など）

◆身分行為（養子縁組、結婚届や離婚届の提出、遺言書の作成など）

◆医療同意（手術などの医療行為の同意、延命治療の拒否、臓器提供の意思表示など）

◆日常生活上の消費の取消&同意

◆被後見人の保証人になること

◆利益相反となる行為

第35回 問題78

事例を読んで、成年後見人のLさんが、成年被後見人のMさんと相談の上で行う職務行為として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（70歳代）は、自身の希望で一人暮らしをしているが、居住地域は、介護サービス資源が少なく、交通の便の悪い山間部である。Mさんは、要介護2の認定を受け、持病もある。最近、Mさんは心身の衰えから、バスでの通院に不便を感じ、薬の飲み忘れも増え、利用中の介護サービス量では対応が難しくなっているようである。Mさん自身も一人暮らしへの不安を口にしている。

- 1 自宅以外の住まいに関する情報収集
- 2 Mさんの要介護状態区分の変更申請
- 3 Lさんによる家事援助
- 4 Lさんによる通院介助
- 5 Lさんによる服薬介助

第28回 問題83

事例を読んで、成年後見人であるL社会福祉士の法的な権限に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

要介護2の認定を受けていたMさんの認知症が悪化したため、L社会福祉士が、Mさんの成年後見人に選任された。これまで、Mさんは長年住み慣れた借家で、訪問介護を利用し、独居生活を行ってきただが、認知症の進行に伴って、ガスコンロの消し忘れでボヤをおこすなど、独居生活に不安がみられるようになっている。また、Mさんには白内障がある上、最近では体力も低下しており、体調をくずして家で寝込むことが多くなっている。

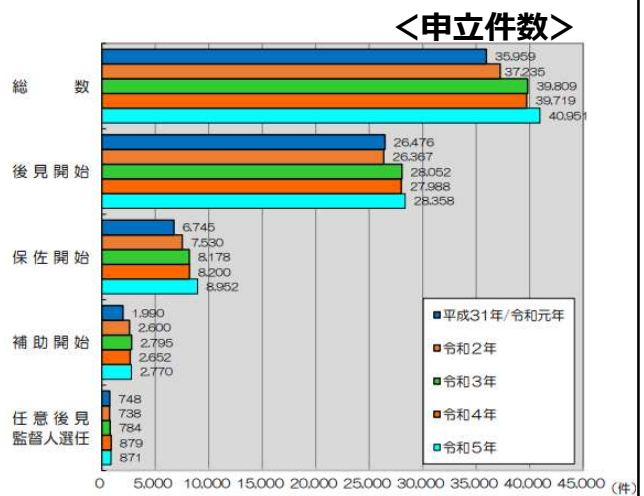
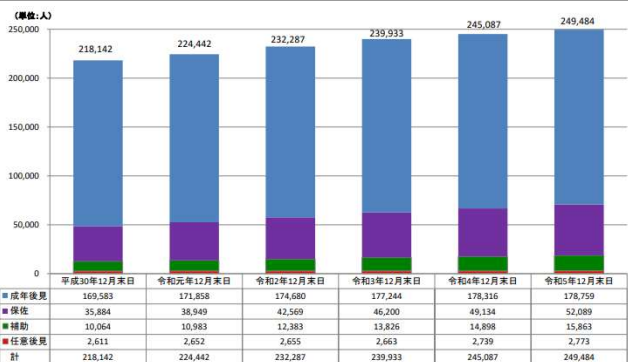
- 1 Mさんの意思に反していても、介護保険施設に強制的に入所させることができる。
- 2 Mさんの同意があれば、家庭裁判所の許可なく借家契約を解約できる。
- 3 Mさんの状態の変化を理由に、要介護度の区分変更を申請できる。
- 4 Mさんの白内障の手術のために、医療同意権を行使することができる。
- 5 Mさんの預金を下ろして、過熱防止などの安全装置付ガスコンロに買い替えることができる。

第30回 問題82

次のうち、民法上、許可の取得などの家庭裁判所に対する特別な手続を必要とせずに、成年後見人が単独でできる行為として、正しいものを1つ選びなさい。

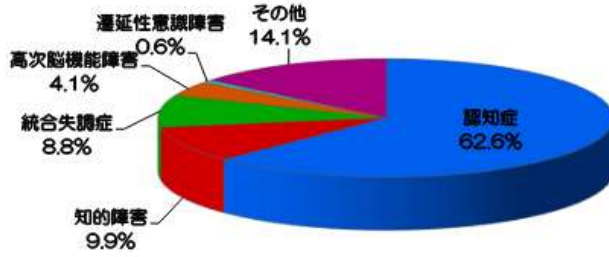
- 1 成年被後見人宛ての信書等の郵便物の転送
- 2 成年被後見人が相続人である遺産相続の放棄
- 3 成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結
- 4 成年被後見人の居住用不動産の売却
- 5 成年被後見人のための特別代理人の選任

令和5年 成年後見関係事件の概況

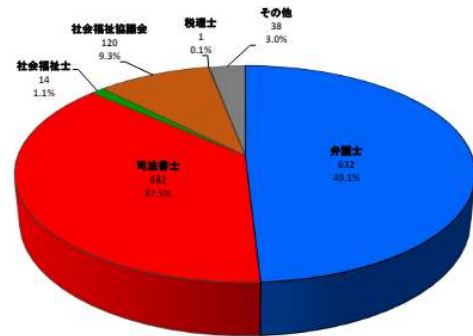


令和 5 年 成年後見関係事件の概況

＜開始原因＞



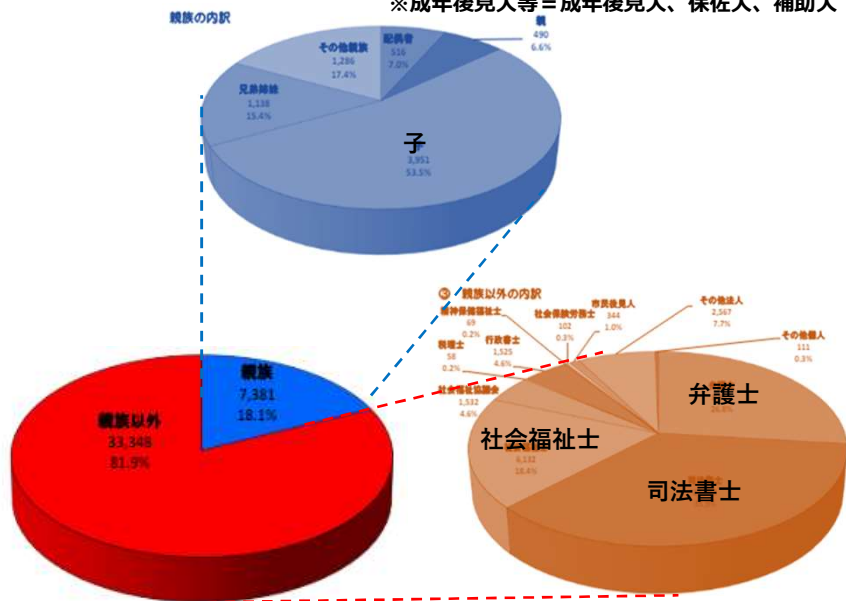
＜成年後見監督人＞



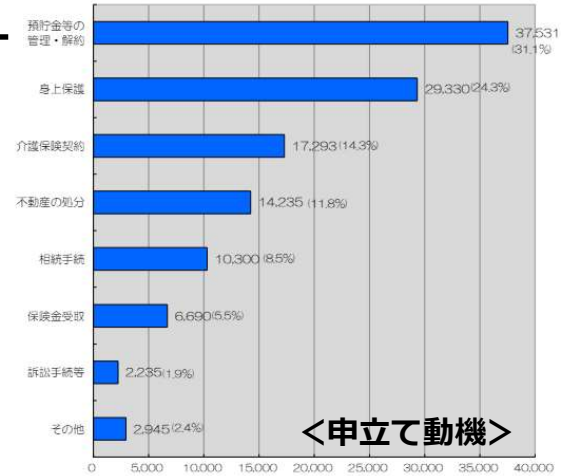
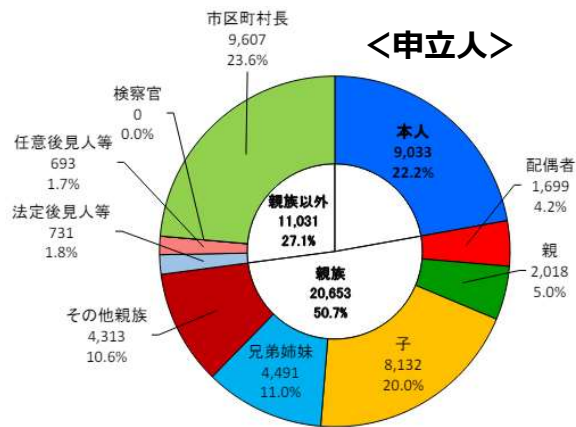
令和 5 年 成年後見関係事件の概況

＜成年後見人等と本人との関係＞

※成年後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人



令和5年 成年後見関係事件の概況



令和5年 成年後見関係 事件の概況	親族 後見人	専門職 後見人	後見人 (総合)	成年後見監督人	申立人	開始原因	申立て動機
1位	子	司法書士	司法書士	弁護士	市町村長	認知症	預貯金等の管理・解約
2位	その他親族	弁護士	弁護士	司法書士	本人	知的障害	身上保護
3位	兄弟姉妹	社会福祉士	社会福祉士	社会福祉協議会		統合失調症	介護保険契約

第31回 問題80

「成年後見関係事件の概況（平成29年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された、2017年（平成29年）1月から12月の「成年後見開始等」の統計に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 申立ての動機として最も多かったのは、身上監護である。
- 2 申立人として最も多かったのは、市区町村長である。
- 3 開始原因として最も多かったのは、知的障害である。
- 4 「成年後見人等」に選任された者として最も多かったのは、司法書士である。
- 5 鑑定期間として最も多かったのは、2カ月超え3カ月以内である。

(注) 1「成年後見開始人等」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任のことである。

(注) 2「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

第36回 問題82

次のうち、「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された「成年後見人等」に選任された最も多い者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 親族
- 2 弁護士
- 3 司法書士
- 4 社会福祉士
- 5 市民後見人

（注）「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

第33回 問題83

「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「成年後見関係事件」の「終局事件」において、主な申立ての動機として最も多いのは、預貯金等の管理・解約であった。
- 2 「成年後見関係事件」の「終局事件」において、市区町村長が申立人となったものの割合は、全体の約5割であった。
- 3 後見開始、保佐開始、補助開始事件のうち「認容で終局した事件」において、親族以外の成年後見人等の選任では、社会福祉士が最も多い。
- 4 「成年後見関係事件」のうち「認容で終局した事件」において、開始原因として最も多いのは、統合失調症であった。
- 5 「成年後見関係事件」の申立件数に占める保佐開始の審判の割合は、全体の約7割であった。

（注1）「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

（注2）「終局事件」とは、認容、却下、その他（取下げ、本人死亡等による当然終了、移送など）によって終局した事件のことである。

（注3）「認容で終局した事件」とは、申立ての趣旨を認めて、後見開始、保佐開始、補助開始又は任意後見監督人選任をする旨の審判をした事件のことである。

模擬問題

「成年後見関係事件の概況（令和5年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された、2023年（令和5年）1月から12月の「成年後見開始等」の統計に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

（注）1 「成年後見開始等」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任のことである。

（注）2 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

- 1 申立ての動機として最も多かったのは、身上監護である。
- 2 申立人として最も多かったのは、市区町村長である。
- 3 開始原因として最も多かったのは、知的障害である。
- 4 「成年後見人等」に選任された者として最も多かったのは、社会福祉士である。
- 5 成年後見監督人に選任された者として最も多かったのは、社会福祉士である。

令和5年度 日常生活自立支援事業実施状況

問合せ・相談件数が200万件以上
精神障害者が約80万件で最多
認知症高齢者が約77万件

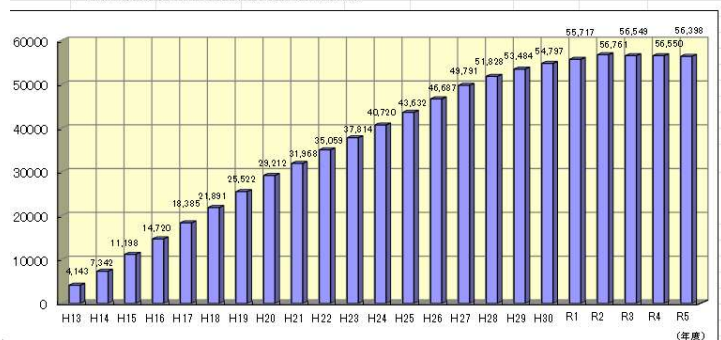
契約者数5.6万人のうち
認知症高齢者が約2万人で最多
生活保護受給者が約4割

本事業の実施主体は都道府県・指定都市の社協ですが、事業の一部を委託された基幹的社協（市区町村社協）数は、前年度比18増の1,596社協になりました。従事職員では、専門員（4,016人、同219人増）は増加した一方、実際の支援の担い手である生活支援員は1万5,388人と減少（同365人減）しています。

基幹的社協等の状況

	令和4年度	令和3年度	増減
基幹的社協数	1,596	1,578	18
専門員数	4,016	3,842	174
生活支援員数	15,388	15,845	▲457

「年度末時点の実利用者数（契約件数）」の年次推移



令和5年度 日常生活自立支援 事業	契約者数	新規契約者数	問合せ・相談件 数
1位	認知症高齢者	認知症高齢者	精神障害者
2位	精神障害者	精神障害者	認知症高齢者
3位	知的障害者	知的障害者	知的障害者

第35回 問題81

「日常生活自立支援事業実施状況」（2021年度（令和3年度）、全国社会福祉協議会）に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 2021年度（令和3年度）末時点で、実契約者数は100万人を超えている。
- 2 2021年度（令和3年度）末時点で、実契約者数の内訳では、知的障害者等の割合が最も多い。
- 3 新規契約締結者のうち、約7割が生活保護受給者であった。
- 4 新規契約締結者の住居は、7割以上が自宅であった。
- 5 事業実施主体から委託を受け業務を実施する基幹的社会福祉協議会の数は、約300であった。

第28回 問題41

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 日常生活自立支援事業の開始当初は、知的障害者は利用対象外であった。
- 2 相談開始から契約締結前の初期相談までの相談支援は、有料である。
- 3 実施主体は、地域包括支援センターである。
- 4 病院に入院した場合には、利用できない。
- 5 成年被後見人は利用できない。

第31回 問題81

日常生活自立支援事業の利用等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人による事業の利用契約の締結は、法律で禁じられている。
- 2 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは、法律で禁じられている。
- 3 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、事業の一部を市町村社会福祉協議会に委託することができる。
- 4 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権により本人の利用を開始することができる。
- 5 契約締結に当たって、本人の判断能力に疑義がある場合は、市町村が利用の可否を判断する。

第32回 問題82

事例を読んで、日常生活自立支援事業による支援に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]Bさん(80代、認知症)は、介護サービスを受けながら在宅生活を送っていたが、金銭管理が不自由になったことを心配したC介護支援専門員からの相談により、3年ほど前から日常生活自立支援事業を利用している。ところが2か月前から、Bさんの判断能力が急速に低下し始め、支援計画の変更が必要となった。

- 1 Bさんは認知症であるため、Bさんに代わって、C介護支援専門員が日常生活自立支援事業における支援計画の変更を行った。
- 2 日常生活自立支援事業における支援計画の変更に当たっては、Bさんの親族による承諾が必要である。
- 3 判断能力の低下により、本事業による援助が困難であると事業実施者が認めた場合には、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行う必要がある。
- 4 Bさんの在宅生活継続が危ぶまれるため、日常生活自立支援事業による支援の一環としてBさんの居住する住宅の処分を行うこととした。
- 5 Bさんの判断能力の急速な低下に対応するため、日常生活自立支援事業の今後の利用について運営適正化委員会に諮った。